

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.223

令和3年2月10日

## 修理業者の訪問があり「保険を利用して自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘されました。信用できますか…。

### 相談内容

【相談者 70代 女性】

大雪の重みで、自宅車庫の屋根が壊れ困っていたところ、一昨日、修理業者の訪問があり、「保険を使って自己負担なく屋根の修理工事ができる。保険金申請の手伝いもする」と勧誘されました。本当に信用してもよいでしょうか…。

### 対処方法

自然災害の後に「損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。勧誘を受けた時点では、修理工事の費用が保険金額の範囲でおさまるかどうかはわかりません。

相談者には、業者から「保険を使って自己負担なく修理ができる」と勧誘を受けても、すぐに契約せず、相談者自身が保険契約や損害の内容について確認し、保険会社や代理店に相談するよう助言しました。

- ・住宅修理業者と契約する際は、申請サポート手数料の有無、キャンセル時の違約金など複数の見積もりを比較し、住宅修理工事契約や保険金サポート契約の内容について確認することが重要です。
- ・万が一、訪問販売や電話勧誘で契約してしまっても、クーリングオフ( )ができます。( )契約書面を受け取った日から一定期間(訪問販売、電話勧誘販売は8日間)は、消費者から無条件で解約できる制度。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。  
(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

保険金申請のお手伝いもしますよ。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631  
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)  
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)  
FAX: 0766 - 25 - 2890